第六条の次に次の一条を加える。

（観光地形成促進関連保証に係る保険料率）

**第六条の二**　法第七条の四第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。以下同じ。）一年につき、〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合にあっては、〇・三五パーセント）とする。

第七条の見出しを「（販売施設の要件）」に改め、同条第一号中「次条第一号」を「次条第一項第一号」に改める。

第十条第三号中「提供する」の下に「製品又は」を加える。

第十一条の前の見出しを「（特定情報通信事業の認定の要件等）」に改め、同条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　事業計画が適切であると認められること。

第十二条第一項中「次項及び第三項において「事業認定」という。）」を削り、同条第二項中「事業認定を受けた法人は、当該事業認定に係る事業」を「認定法人（法第三十条第二項に規定する認定法人をいう。次項において同じ。）は、認定特定情報通信事業（同条第二項に規定する認定特定情報通信事業をいう。）」に改め、同条第三項中「事業認定を受けた法人」を「認定法人」に、「前条第二項第二号から第四号まで」を「前条第二項第三号から第五号まで」に改める。

第二章第二節に次の一条を加える。

（情報通信産業振興関連保証に係る保険料率）

**第十二条の二**　法第三十条の二第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合にあっては、〇・三五パーセント）とする。

第二章第三節の節名を次のように改める。

**第三節**　産業イノベーション促進地域の要件等

第十三条に見出しとして「（産業イノベーション促進地域の要件）」を付し、同条第三号イ中「又は」を「若しくは」に改め、「こと」の下に「、又は環境への負荷の低減に資する再生可能エネルギーその他のエネルギーを利用する企業が立地していること」を加える。

第二章第四節の節名を削る。

第十四条を次のように改める。

（産業高度化・事業革新関連保証に係る保険料率）

**第十四条**　法第三十五条の五第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合にあっては、〇・三五パーセント）とする。

第十四条の次に次の節名を付する。

**第四節**　国際物流拠点産業集積地域における事業の認定の要件等

第十六条の前の見出しを「（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定を受けることができる者の要件等）」に改める。

第二十一条の前の見出しを「（特定国際物流拠点事業の認定の要件等）」に改め、同条第二項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　事業計画が適切であると認められること。

第二十二条第一項中「（以下「特別事業認定」という。）」を削り、同条第二項中「特別事業認定を受けた法人は、当該特別事業認定に係る事業」を「認定法人（法第四十四条第二項に規定する認定法人をいう。次項において同じ。）は、認定特定国際物流拠点事業（同条第二項に規定する認定特定国際物流拠点事業をいう。）」に改め、同条第三項中「特別事業認定を受けた法人」を「認定法人」に、「前条第二項第二号から第六号まで」を「前条第二項第三号から第七号まで」に改める。

第二十三条を次のように改める。

（国際物流拠点産業集積関連保証に係る保険料率）

**第二十三条**　法第四十八条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合にあっては、〇・三五パーセント）とする。

第二十六条の前の見出しを「（特定経済金融活性化事業の認定の要件等）」に改め、同条第二項第五号中「認定経済金融活性化計画（法第五十五条の三第一項に規定する認定経済金融活性化計画をいう。第七号及び次条第一項において同じ。）に定められた特定経済金融活性化産業（法第五十五条の二第二項第二号」を「特定経済金融活性化事業（法第五十六条第一項」に、「特定経済金融活性化産業を」を「特定経済金融活性化事業を」に改め、「に属する事業」を削り、同項第七号中「認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業」を「特定経済金融活性化事業」に改める。

第二十七条第一項中「（次項及び第三項において「事業認定」という。）」を削り、「認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業」を「特定経済金融活性化事業」に改め、同条第二項中「事業認定を受けた法人は、当該事業認定に係る事業」を「認定法人（法第五十六条第二項に規定する認定法人をいう。次項において同じ。）は、認定特定経済金融活性化事業（同条第二項に規定する認定特定経済金融活性化事業をいう。）」に改め、同条第三項中「事業認定を受けた法人」を「認定法人」に改める。

第二章第六節の節名を削る。

第二十八条を次のように改める。

（経済金融活性化関連保証に係る保険料率）

**第二十八条**　法第五十六条の二第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合にあっては、〇・三五パーセント）とする。

第二十九条及び第三十条中「第七十八条第一項第一号」を「第七十条第一項第一号」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

**第四章**　沖縄の均衡ある発展

第三十一条中「第八十九条第六項」を「第九十条第六項」に改め、同条を第三十一条の二とし、第四章中同条の前に次の一節及び節名を加える。

**第一節**　北部地域の範囲

**第三十一条**　法第八十六条に規定する政令で定める地域は、沖縄県名護市、国頭郡国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町及び伊江村並びに島尻郡伊平屋村及び伊是名村の区域とする。

**第二節**　診療所の設置等に係る費用

第三十二条第一項中「第百五条第一項」を「第九十四条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第百五条第二項」を「第九十四条第二項」に改め、同条第四項中「第百五条第三項」を「第九十四条第三項」に改め、同条第五項中「第百五条第六項」を「第九十四条第六項」に改め、同条第六項中「第百五条第八項」を「第九十四条第八項ただし書」に改める。

第三十二条の二中「第百五条の二第二項第一号」を「第九十五条第二項第一号」に改める。

第三十三条第一項中「第百六条第一項」を「第九十八条第一項」に改め、同条第二項、第四項及び第五項中「第百六条第三項」を「第九十八条第三項」に改め、同条第六項中「第百六条第一項」を「第九十八条第一項」に改める。

第三十四条第一項中「第百七条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条第二項中「第百七条第七項」を「第九十九条第七項」に改め、同条第三項中「第百七条第三項」を「第九十九条第三項」に改め、同項第二号中「第百七条第六項」を「第九十九条第六項」に改め、同条第七項中「第百七条第一項」に改め、同条第九項中「第百七条第七項」を「第九十九条第七項」に改める。